

注 意 書

- 1 あなたは、決定書記載の理由によって過料に処せられました。
 - (1) 株式会社では、設立当初は、取締役・監査役とも1年内に改選し、その後は、取締役については2年ごとに、監査役については4年(ただし、平成14年の商法改正前は3年)ごとに改選し、それぞれの登記をしなければなりません。以上のことは、重任の場合でも、休業中の場合でも同様です。
 - (2) 登記した事項に変更を生じた場合には、2週間以内(ただし、支店での登記は、3週間以内)にその変更登記手続をしなければなりません。
- 2 この裁判は、あなたの言い分を聴かないでしましたが、もし、事実が違っていたり、遅れたことについて特別の理由がある場合、その他不服がある場合には、この書面を受け取った日から1週間以内に、当裁判所に「異議の申立て」をすることができます。異議の申立てをする場合には、異議申立書にその理由を書いた陳述書とこれを裏付ける証拠書類を添付して当裁判所に提出して下さい。改めて裁判をします。1週間以内に異議の申立てがなければ、この裁判は確定して、不服の申立てはできなくなります。
- 3 過料金の納付方法 後日、東京地方検察庁から過料金を納付するよう通知(納付告知)がありますから、その指示に従って東京地方検察庁徴収課(千代田区霞が関1-1-1・電話 3592-5611 番内線 3459)に納めて下さい。
- 4 郵便料金の納付方法 この裁判が確定した場合には、この書面の送付に要した郵便料金80円は、この事件の手続費用としてあなたの負担になります。次のいずれかの方法で当裁判所に納めてください。
 - (1) 当裁判所に持参して納付する場合 下記の納付場所に収入印紙又は現金を持参して納めてください。その際、係員にこの書面を示して下さい。
 - (2) 郵便で納付する場合 郵便はがきの裏面に80円分の収入印紙をはがれないように貼り付けた上(消印しないこと。)必ず「納付書」と題し、事件番号(この決定書の初めに書いてあります。)、あなたの住所及び氏名を記載して、下記のあて先に郵送して下さい。

記

納付場所(あて先) 〒100-8920 東京都千代田区霞ヶ関1-1-4 東京地方裁判所事務局(9階)出納第一課